

(別紙)

福岡県人づくり・県民生活部生活安全課

自転車損害賠償責任保険等への加入の促進について

- ・ 「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例」により、自転車利用者や自転車を利用する児童の保護者の自転車損害賠償責任保険等（以下、「自転車保険」という。）への加入が義務となっています。
- ・ 県としては、この条例に基づき、県教育庁、県警察、各関係機関・団体が連携して、さらなる自転車の安全利用の促進に取り組むとともに、自転車保険への加入義務についての周知を図っております。
- ・ 各学校におかれましても、児童・生徒に対し、自転車保険への加入義務について周知を図っていただき、自転車保険への加入を推奨していただきますよう、お願いいたします。

※ 自転車保険には、様々な種類がございます。

各損害保険会社の窓口から加入する保険や各種の団体を通じて加入できるもの、コンビニエンスストアのキオスク端末の操作により加入することができるもの、自動車保険等の他の保険等の特約で附帯できるもの、自転車の整備に合わせて付けることができるもの等がございます。

県HPでは、県に届出のあった各種の自転車保険取扱会社を紹介しております。

自転車保険加入の参考に御活用ください。

県 H P : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/bicycle-insurance.html>

QRコード：



自転車保険 入ってますか？



自転車保険への 加入は義務です!!

福岡県自転車条例により、福岡県内で自転車を利用する場合、自転車事故によるケガなどの損害を賠償する自転車保険等に参加しなければなりません。

対象者

- 自転車を利用する人(子どもが利用す場合はその保護者)
- 従業員に自転車を利用させる事業者
- 自転車貸付業者(県への届け出義務があります)

※事業者・学校は、通勤・通学に自転車を利用する人の保険加入を確認しましょう。

自転車保険の加入状況の確認について

自転車を利用中の事故により他人にけがをさせてしまった場合などに備えて、相手の生命又は身体の損害を補償できる保険(自転車保険等)に加入していますか。

※点検整備した自転車に貼られる「TSマーク」(点検日から1年以内)も該当します。

わからない

いいえ

自動車保険、火災保険、傷害保険、クレジットカードの付帯保険のいずれかに加入していますか。

わからない

いいえ

共済、各種団体保険(職場で加入する保険や学校のPTA保険など)のいずれかに加入していますか。

はい

わからない

加入している保険や共済に、自転車保険等に相当する補償が基本補償又は特約としてついていますか。

※特約の名前は、個人賠償責任補償特約、日常生活賠償特約など、保険会社によって異なる場合があります。

はい

わからない

いいえ

55%

すでに自転車保険等に加入しています。

保険証券をご用意のうえ、ご加入の保険会社にご確認ください。
※相当する補償がない場合には加入が必要です。

自転車保険等への加入が必要です。



交通事故をなくす福岡県県民運動本部

(福岡県・福岡県警察・市町村・(一財)福岡県交通安全協会ほか)



自転車保険
の取扱事業
者はこちら
から

福岡県自転車条例

自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例

自転車は車両です。交通ルールとマナーを守り、自転車を安全に利用しましょう。

自転車の安全利用の促進

○夜間のライト点灯



○ブレーキを備えていない自転車の運転禁止

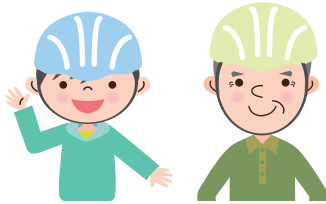


○飲酒運転の禁止



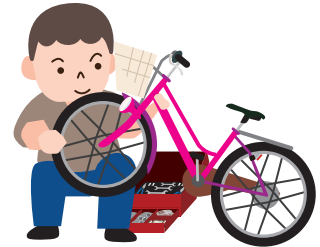
幼児・児童・高齢者のヘルメットの着用

保護者・ご家族の皆さん、児童・高齢者の方へ、ヘルメットの着用を呼びかけましょう。



自転車の点検及び整備

反射器材の装着、タイヤの空気圧やブレーキの効きなどの自己点検をしましょう。



これらの「ながら運転」は禁止行為です

傘をさしながら



大音量で音楽等を聴きながら



スマホや携帯を操作しながら



詳しくは、福岡県のホームページを！

問合せ先：福岡県生活安全課

福岡県 自転車条例

検索



自転車条例

令和3年3月発行